

臓器提供意思登録システムの整備について

1. 趣 旨

厚生労働省・(社)日本臓器移植ネットワークでは、これまで約1億枚のカードを作成し、地方自治体、郵便局、コンビニエンスストア等に配備し、より多くの方に臓器提供に関する意思を表示していただけるよう取り組んでいるが、

- ① カードの所持率は10.5%（平成16年内閣府世論調査）で、カードを持っていないより多くの方に所持していただけるよう、カードの効果的な普及方法が求められている。
- ② カードを持っている方でも、家族がそのことを知らなかったりすると、カードが発見されずに提供に至らないケースや、カードの記載不備のため意思が活かされないケースがある。

また、心停止下での腎臓提供では、本人の書面による意思表示がある場合及び拒否の意思を表示している場合以外の場合には、遺族の承諾により提供することができることとなっているため、本人の臓器提供に関する意思（提供する・提供しない）をより確実に確認する方策が求められている。

このため、臓器提供に関する意思表示機会を拡大し、カード所持者の増加を図るとともに、より確実に臓器提供に関する意思を確認することができるよう、臓器提供意思登録システムを整備する。

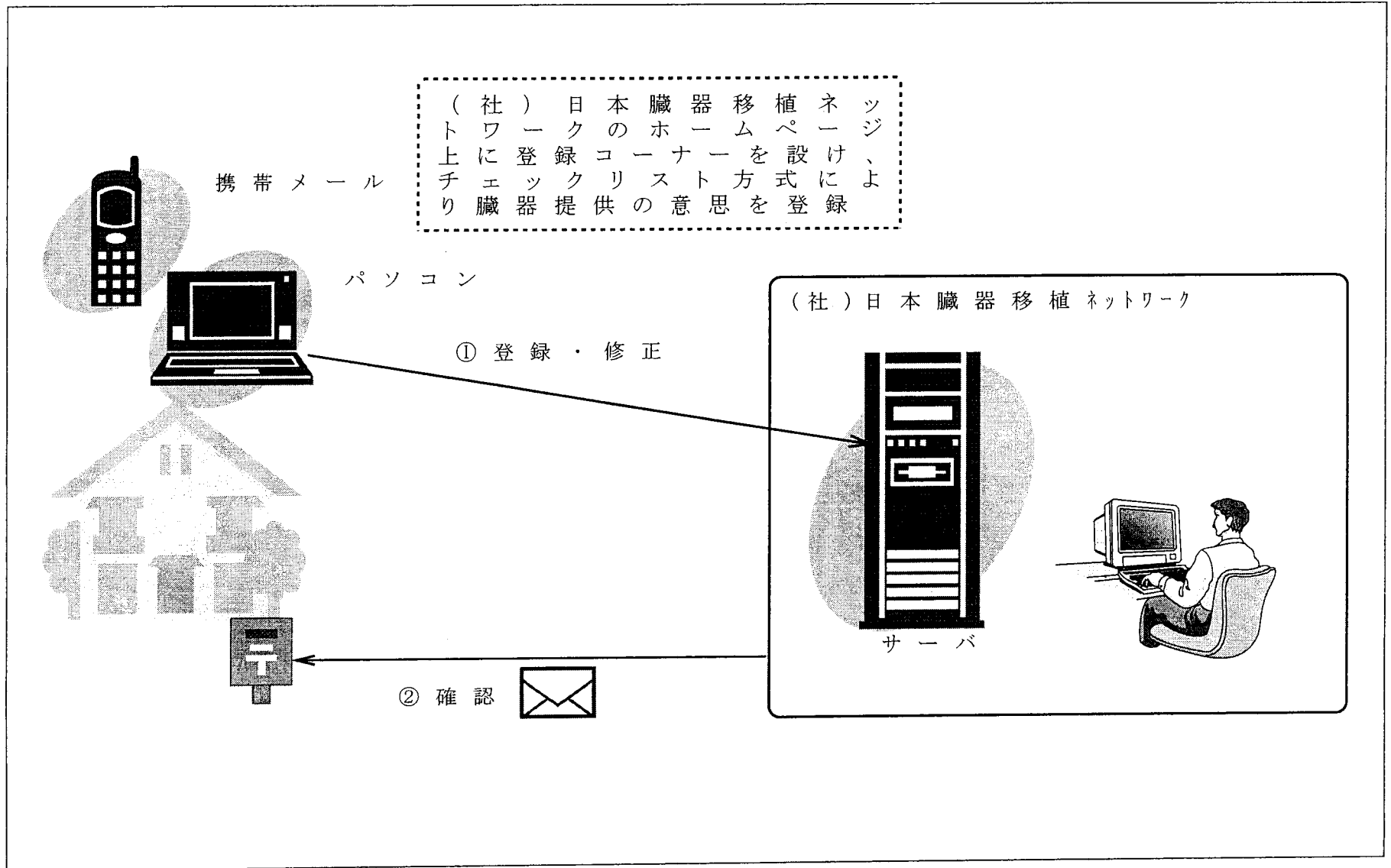
2. 登録システムの内容（案）

- ・実施主体 (社)日本臓器移植ネットワーク
- ・登録方法
 - ① (社)日本臓器移植ネットワークのホームページ上に登録コーナーを設け、パソコンや携帯電話から臓器提供に関する意思を登録する。
 - ② (社)日本臓器移植ネットワークより、登録内容を記載した書面（臓器提供意思カード）を本人に郵送し、登録内容を確認してもらうとともに、本人に署名した上で所持してもらう。

3. 今後の進め方

- ・平成 18 年度概算要求で関連予算を要求中
 - ・法律関係、医療関係、情報システム関係等の有識者による作業班を設置し、
 - ①登録システムの基本的な仕組み
 - ②事業化に際して留意すべき事項
- 等について検討する。

臓器提供意思登録システム概念図



諸外国の臓器提供意思登録システム（未定稿）

（参考2）

	イギリス	オーストラリア	カリフォルニア州	オランダ	フランス	ベルギー	韓国
登録方法	<ul style="list-style-type: none"> ・UK transplantのHPからオンライン登録 ・ドナーカードによる意思表示も可能。（オンライン登録を推奨） 	<ul style="list-style-type: none"> ・HIC (Health Insurance Commission)のHPからオンライン登録 ・書面での登録も有 ・オンライン登録の場合は、登録後に同意確認書が送付される。これに署名してHICに送付すると正式登録。 	<ul style="list-style-type: none"> ・州公認のOPO (non profit organ procurement organization)によるオンライン登録 ・登録後、メールによる意思確認が行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・書面による登録 ・様式記入後署名して郵送。 ・送付後6週間以内に本人に確認書が送付される。 ・ドナーカードによる意思表示も有効。 	<ul style="list-style-type: none"> ・書面による登録 ・様式に必要事項を記入後身分証明書のコピーを添付して郵送。 	<ul style="list-style-type: none"> ・書面による登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・書面による登録
登録事項	臓器提供の意思がある場合に登録	臓器提供に関する意思の内容を登録	臓器提供の意思がある場合に登録	臓器提供に関する意思の内容を登録	臓器摘出を拒否する場合に登録	臓器提供に関する意思の内容を登録	臓器提供の意思がある場合に登録
(内容)	<ul style="list-style-type: none"> 【必須】 ・氏名、性別 ・生年月日 ・住所 ・提供する臓器（全部又は一部選択） 【任意】 ・人種 ・備考欄 	<ul style="list-style-type: none"> 【必須】 ・メディケアNO. ・氏名、性別 ・生年月日 ・住所 ・臓器提供に関する意思（YES・NO） ・提供する臓器（全部又は一部選択） 【任意】 ・電話番号 ・メールアドレス ・最近親者氏名及び続柄 	<ul style="list-style-type: none"> 【必須】 ・氏名、性別 ・生年月日 ・住所 ・メールアドレス ・出身地 ・提供する臓器 ・電子署名 【任意】 ・電話番号 ・母親の旧姓 ・人種 ・運転免許No. 	<ul style="list-style-type: none"> ・臓器提供に関する意思（YES・NO ○・親族に委ねる・特定のの人に委ねる） ・提供する臓器 	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名、性別 ・生年月日 ・住所 ・臓器提供を拒否する場合（移植目的、解剖目的、科学研究目的）をチェック ・確認書の送付希望 ・署名、年月日 	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・生年月日 ・国籍 ・住所 ・臓器提供に関する意思（YES・NO等） ・署名 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・説明後、本人の意思決定を経て登録書式が作成され登録。
その他				<ul style="list-style-type: none"> ・ドナーになりうる人がいる場合、医師からDonor Registryへの事前照会が義務。 	<ul style="list-style-type: none"> ・臓器摘出に当たっては、登録簿への事前照会が必須。 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム導入当初（1987年）は、臓器提供にNOの場合のみ登録。 	
登録率、登録者数	21%（約1,254万人） ※YESの登録	約27%（約530万人）			システム開始後約1年（1999年8月末）で38,084名（全人口の0.06%）が拒否の意思を登録。	1995年末において、ベルギー国籍者の1.8%及びベルギー在住の外国人の3.2%が拒否の意思を登録。	

平成18年度移植対策関係予算概算要求の概要

臓器移植対策室

	概算要求額	前年度予算額
1. 臓器移植対策	586百万円 (521百万円)	
<概 要>	千円	千円
(1) 臓器移植対策事業費(日本臓器移植ネットワーク)	551,192	(486,448)
(新)・臓器提供意思登録システム	54,591	(0)
(新)・臓器移植普及啓発リーフレット	8,936	(0)
(2) 保健衛生施設等設備整備費(健康局総務課計上) (アイバンク設備、臓器移植コーディネーター設備)		
(3) 保健医療提供体制整備交付金、保健医療提供体制推進事業補助金(医政局指導課計上) (腎移植施設、HLA検査センター設備)		
2. 造血幹細胞移植対策	1,861百万円 (1,825百万円)	
I. 骨髄移植対策	1,235百万円 (1,199百万円)	
<概 要>	千円	千円
(1) 骨髄移植対策事業費(骨髄移植推進財団)	500,998	(454,241)
(改)・骨髄コーディネートシステム再構築費	50,614	(0)
(2) 骨髄データバンク登録費(日本赤十字社) 検査対象人員の増(31,500人分→33,000人分)	731,258	(742,037)
(3) 保健医療提供体制整備交付金(医政局指導課計上) (特殊病室施設)		
II. さい帯血移植対策	626百万円 (626百万円)	
<概 要>	千円	千円
(1) さい帯血移植対策事業費(日本赤十字社)	625,750	(625,780)
(2) 保健衛生施設等設備整備費(健康局総務課計上) (プログラムフリーザー、液体窒素タンク等)		